

作成日 2019/12/26
改訂日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	モノタロウ 増量ブレーキ&パーツクリーナー
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M191226

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(中枢神経系)
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール
H229 高压容器:熱すると破裂のおそれ
H315+H320 皮膚及び眼刺激
H336 眠気又はめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。(P251)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

応急措置	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
	屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
保管	保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
	皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
	吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
廃棄	施錠して保管すること。(P405)
	日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
イソヘキサン	59.2%	(CH ₃) ₂ CH CH ₂ CH□ 2CH ₃	(2)-6	既存	107-83-5
エタノール	14.8%	CH ₃ CH ₂ O H	(2)-202	既存	64-17-5
二酸化炭素	1.5%	CO ₂	(1)-169	既存	124-38-9
プロパン	17.15%	CH ₃ CH ₂ C H ₃	(2)-3	既存	74-98-6
ブタン	7.350%	CH ₃ CH ₂ C H ₂ CH ₃	(2)-4	既存	106-97-8

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

大量の水と石けんで洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合	水で15～20分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	口から異物を除去し、水で口をすすぎ、直ちに医師の診断を受けること。吐かせないこと。
応急措置をする者の保護	救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	症状は、遅れて現れることがある。 症状ごとに、支持的治療を行う。
5. 火災時の措置	
消火剤 使ってはならない消火剤	粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。 火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。
特有の危険有害性	火災等の場合は、毒性の強い分解生成物(一酸化炭素、塩化水素、有機及び無機化合物)が発生する可能性がある。
特有の消火方法	火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。 消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服(耐熱性)を着用する。
消火を行う者の保護	
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「8ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	屋内の場合、処理が完了するまで十分に換気し、周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材	危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り、水、酸、アルカリなどの付着がない密閉容器に回収する。 取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	技術的対策 「8ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。 十分な換気及びヒュームの排気フードを確保する。

	安全取扱注意事項	蒸気の呼吸を避け、眼、皮膚、衣服との接触を避ける。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。 容器を接地すること、アースをとること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 混触禁止物質
保管	接触回避 衛生対策 技術的対策	取扱い後はよく手を洗うこと。 保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	混触禁止物質 保管条件	無機酸、塩素化合物、強酸化剤 直射日光、熱源、着火源を避け、涼しく、乾燥した、風通しの良い場所で元の容器で保管する。貯蔵温度の変化は少なくすること。
	安全な容器包装材料	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソヘキサン	未設定	未設定	TWA 500 ppm, STEL 1000 ppm
エタノール	未設定	未設定	TWA -, STEL 1000 ppm
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m ³)	TWA -, STEL 1000 ppm (EX)
二酸化炭素	未設定	5000ppm(9000mg/m ³)	TWA 5000 ppm, STEL 30,000 ppm
プロパン	未設定	未設定	TWA See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX), STEL See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX)

設備対策		取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄剤のための設備を設ける。 局所排気装置を使用する。
保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	有機ガス用の保護マスクや呼吸用保護具を着用す 耐油性保護手袋を着用する。 保護眼鏡や安全ゴーグルを着用する。 帯電防止作業服を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	エアゾール 液体 無色
臭い 臭いのしきい(閾)値		溶剤臭 データなし
pH		データなし

融点・凝固点		-153.7°C(イソヘキサン)、-187.68°C(液化石油ガス)
沸点、初留点及び沸騰範囲		62°C(イソヘキサン)、-42.04°C(液化石油ガス)
引火点		-20°C以下(セタ密閉式)
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	1.2vol%(イソヘキサン)、1.8vol%(液化石油ガス) 7.7vol%(イソヘキサン)、9.5vol%(液化石油ガス)
蒸気圧		0.75kPa(20°C)(液化石油ガス)
蒸気密度		1.55-2.07(Air=1)(液化石油ガス)
比重(密度)		0.65~0.69(液化石油ガス以外)、0.502~0.542(20°C)(液化石油ガス)
溶解度		水:不溶
n-オクタノール／水分配係数		データなし
自然発火温度		245°C(イソヘキサン)、>365°C(液化石油ガス)
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		通常の取扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性		攪拌、流動は、静電気が発生する可能性がある。
避けるべき条件		加熱、火炎、火花
混触危険物質		酸化剤(硝酸、塩素酸塩、過氧化物、過塩素酸塩等)、アルミニウム、アルカリ性物質
危険有害な分解生成物		火災等の場合は、毒性の強い分解生成物(一酸化炭素、二酸化炭素)が発生する可能性がある。 ブタン:ニッケルカルボニルと酸素の混合物が爆発の原因となる。
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が50000ppm超のため区分外に該当 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。 区分2の成分合計が59.2%のため、区分2に該当。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		眼区分2Bの成分合計が14.8%のため、区分2Bに該当。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		(呼吸器感作性)
呼吸器感作性又は皮膚感作性		データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性	(皮膚感作性) データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 区分1Aの成分が14.8%のため、区分1Aに該当。 (生殖毒性) 区分1Aの成分が14.8%のため、区分1Aに該当。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分3(麻酔作用)の成分合計が40.8%のため、区分3(麻酔作用)に該当。 区分1(肝臓)の成分が14.8%のため、区分1(肝臓)に該当。 区分2(中枢神経系)の成分が14.8%のため、区分2(中枢神経系)に該当。
吸引性呼吸器有害性	動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報	
水生環境有害性(急性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
水生環境有害性(長期間)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意	
国際規制	海上規制情報 IMOの規定に従う。 UN No. 1950 Proper Shipping Name エアゾール Class 2.1 Packing Group - Marine Pollutant Not applicable Transport in bulk according to MARPOL Not applicable 73/78,Annex II ,and the IBC code. 航空規制情報 ICAO/IATAの規定に従う。 UN No. 1950 Proper Shipping Name エアゾール Class 2.1 Packing Group -

国内規制	陸上規制 海上規制情報 国連番号 品名 クラス 容器等級 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コー ドによるばら積み輸 送される液体物質	非該当 船舶安全法の規定に従う。 1950 エアゾール 2.1 - 非該当 非該当
	航空規制情報 国連番号 品名 クラス 等級	航空法の規定に従う。 1950 エアゾール 2.1 -
緊急時応急措置指針番号		126

15. 適用法令
労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

ヘキサン(政令番号:520)(50%-60%)
エタノール(政令番号:61)(10%-20%)
ブタン(政令番号:482)(1%-10%)

化学兵器禁止法
消防法
大気汚染防止法
海洋汚染防止法

有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)
第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)

油性混合物(施行規則第2条の2)
有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))

外国為替及び外国貿易法

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」

船舶安全法
航空法

輸出貿易管理令別表第1の16の項
輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)
高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・高圧ガス(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

16. その他の情報
参考文献

製造元メーカー提供資料
NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報
の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。

その他